

二本松信用金庫行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1

育児・介護休暇・休業制度に関する金庫内就業規則の周知と、公的支援制度（雇用保険、健康保険等）の周知により、安心して取得できるよう情報の啓蒙に努める。

<対策>

令和2年4月～令和5年3月

- ・子育て期間中の短時間勤務制度、時間外労働の免除制度やパパママ育休制度を庫内イントラネットにて常時掲示、職員に周知すること等の取得促進策を実施する。
- ・公的な支援制度（雇用保険、健康保険等）による育児（介護）休業給付の支給や育児休業中の社会保険料の免除制度等を庫内イントラネットに常時掲示し、より安心して休業制度が利用できるように情報の発信をする。

目標2

年次有給休暇の取得促進策として、半日有給休暇制度の積極的利用を促す。

<対策>

令和2年4月～令和5年3月

- ・半日有給休暇制度をより積極的に利用するよう、庫内説明会や広報等において、制度の利用促進をPRしていく。
- ・人事部門においても取得状況の監視を行い、有給休暇取得促進を図る。

目標3

出産や子育てにより、やむなく退職した職員を対象にした、再雇用制度を検討する。

<対策>

令和2年4月～令和5年3月

- ・職務に習熟した元職員の再雇用は、業務の遂行上でも重要であり、就業関連規程の整備を検討する。
- ・就業関連規程の整備後、退職者のニーズを調査し、再雇用の働きかけを行う。

目標4

働く親の職場見学と業務内容を説明する「こども参観日」の実施。

< 対策 >

令和2年4月～令和5年3月

- ・年1回「こども参観日」を継続実施する。

目標5

月1回の「ノー残業デー」を実施する。

< 対策 >

- ・職員が子供や家族と交流する時間を確保することにより、子供の教育や家事に共同参加できるような環境をつくる。

令和2年4月～令和5年3月

- ・月1回の「ノー残業デー」を実施する。（但し、12月・3月を除く）

以 上